

○玉名市議会全員協議会規程

平成29年11月10日

議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号。以下「議会基本条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、全員協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 全員協議会は、全議員をもって組織する。

(主宰者)

第3条 全員協議会は、議長が主宰する。

(議長の議事整理及び秩序保持)

第4条 議長は、全員協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

2 議長及び副議長ともに事故があるときは、年長の議員が議長の職務を行う。一般選挙後、議長が選出されるまでの間も、同様とする。

(招集)

第6条 全員協議会は、議長が招集する。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、議会事務局長が招集するものとする。

2 議長は、あらかじめ協議事項、説明事項、報告事項等の件名を文書（電子メールを含む。）で示し、全員協議会を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(欠席の届出)

第7条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(会議の開閉)

第8条 開議、散会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数)

第9条 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議)

第10条 議長は、次に掲げる事項が生じた場合に全員協議会を招集する。

- (1) 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うとき。
- (2) 議会の運営及び議会に関する事項について報告を行うとき。
- (3) 特定の事項に対する合意形成のため、議員間の討議を行うとき。
- (4) 議案並びに市の重要な政策及び事業について、市長その他執行機関の説明又は報告を求めるとき。
- (5) 市長から招集の要請があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、全員協議会の会務を総理し、統括する。

(構成員以外の者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、市長その他執行機関及び関係者の出席を求めることができる。

(発言)

第12条 全員協議会の発言については、玉名市議会会議規則（平成17年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第114条から第121条まで及び第124条の規定を準用する。

2 議長は、発言を求める者が2人以上あるときは、先に発言を求めたと認める議

員から指名する。

(市長による招集要請等)

第13条 市長は、議会に対する説明又は報告のため、議長に対し全員協議会の招集を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、全員協議会招集要請書(様式第1号)で行うものとする。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、全員協議会招集要請書(様式第2号)により、議会事務局長に提出するものとする。

3 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、前項に規定する全員協議会招集要請書の提出を要しない。

4 議長は、市長の申請に応じ、市長その他執行機関の職員を会議に出席させることができる。

(市長による説明等申請)

第14条 市長は、招集が予定されている全員協議会において、議会に対する説明又は報告のため、全員協議会での説明等の機会の付与を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、全員協議会説明等申請書(様式第3号)で行うものとする。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、全員協議会説明等申請書(様式第4号)により、議会事務局長に提出するものとする。

3 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、前項に規定する全員協議会説明等申請書の提出を要しない。

4 議長は、市長の申請に応じ、市長その他執行機関の職員を会議に出席させることができる。

(規律)

第15条 全員協議会の規律については、会議規則第151条から第157条までの規定を準用する。

(会議の公開)

第16条 全員協議会は、議会基本条例第42条の規定により、原則として公開するものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公

開とすることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他の制限をすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。
- 4 全員協議会の傍聴については、玉名市議会傍聴規則（平成17年議会規則第2号）の例による。

（議長の秩序保持権）

第17条 議長は、全員協議会において前条の規定に違反し、その他全員協議会の秩序を乱す議員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

（記録）

第18条 議長は、議会事務局の職員をして全員協議会の開催日時、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 会議の記録は、逐語記録とする。
- 3 前2項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合において、第1項の署名又は押印については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規定を準用する。
- 4 前3項の記録は、議長が保管する。

（庶務）

第19条 全員協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。

様式第 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

玉名市議会議長 様

玉名市長

印

全 員 協 議 会 招 集 要 請 書

下記の件について説明し、又は報告したいので、玉名市議会全員協議会規程第 1 3 条第 1 項の規定により全員協議会を招集されるよう要請します。また、併せて、説明員として執行機関の職員の全員協議会への出席を申請します。

記

件 名	担 当 課

様式第2号（第13条関係）

年 月 日

玉名市議会事務局長 様

玉名市長

印

全 員 協 議 会 招 集 要 請 書

下記の件について説明し、又は報告したいので、玉名市議会全員協議会規程第13条第1項の規定により全員協議会を招集されるよう要請します。また、併せて、説明員として執行機関の職員の全員協議会への出席を申請します。

記

件 名	担 当 課

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

玉名市議会議長 様

玉名市長

印

全 員 協 議 会 説 明 等 申 請 書

年 月 日に招集予定の全員協議会において、下記の件について説明し、又は報告したいので、玉名市議会全員協議会規程第14条第1項の規定により説明等の機会を付与されるよう申請します。また、併せて、説明員として執行機関の職員の全員協議会への出席を申請します。

記

件 名	担 当 課

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

玉名市議会事務局長 様

玉名市長

印

全 員 協 議 会 説 明 等 申 請 書

年 月 日に招集予定の全員協議会において、下記の件について説明し、又は報告したいので、玉名市議会全員協議会規程第14条第1項の規定により説明等の機会を付与されるよう申請します。また、併せて、説明員として執行機関の職員の全員協議会への出席を申請します。

記

件 名	担 当 課

様式第1号 (第13条関係)

様式第2号 (第13条関係)

様式第3号 (第14条関係)

様式第4号 (第14条関係)